

審 第 1 0 9 7 号

答 申 第 5 0 6 号

平成 3 0 年 8 月 2 2 日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会

委員長 荘 司 久 雄

審査請求に対する裁決について（答申）

平成 2 8 年 1 0 月 1 2 日付けく第 1 0 6 1 号による下記の諮問について、別紙のとおり  
答申します。

記

諮問第 6 8 1 号

平成 2 8 年 9 月 1 日付けで審査請求人から提起された、平成 2 8 年 8 月 1 5 日付けく第  
7 4 3 号で行った行政文書不開示決定に係る審査請求に対する裁決について



答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書開示請求

審査請求人は、平成28年7月18日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求内容

「平成24年度の千葉県交通安全推進隊員を対象とする保険に係る千葉県知事が〇〇〇〇（株）の千葉支店長と交わした基本契約書」

3 特定した対象文書

実施機関は、本件請求に係る文書を保有していなかった。

4 実施機関による決定

実施機関は、本件請求に対し、平成28年8月15日付けく第743号による行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）を行った。

5 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服として、平成28年9月1日付けで審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件決定を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

(1) 平成24年度の基本契約書は、「開示請求に係る行政文書を保有していないため。

(100万円を超えない契約であり、千葉県財務規則（昭和39年規則第13号の

2。平成27年規則第36号による改正前のもの。以下「規則」という。)の第98条第1項第1号の規定により契約書の作成が省略することができるため、請求に係る契約書を作成していない。)との開示しない理由で不開示になったが、平成23年度も100万円を超えない保険契約であり、省略できるのであるが存在し、審査請求人が開示請求していないにも関わらず、千葉県は独断で勝手に開示している。

千葉県は独断で勝手に基本契約書の開示する必要性を認めるほど、重大な意義ある基本契約書ならば、平成24年度も必ずその存在はある。

平成24年度基本契約が存在しなければ、平成23年度も不存在である。

(2) 千葉地裁・平成27年(行ウ)第3号判決にて、基本契約書にある〇〇〇〇株式会社千葉支店長〇〇〇〇氏の印影を開示する決定に、契約書に〇〇〇〇氏の印影が存在しないため、千葉県は開示拒否している。

上記より平成23年度の〇〇〇〇氏の印影の開示拒否は、印影は不存在を表し、基本契約書は千葉県の偽造である。平成24年度の偽造基本契約書に〇〇〇〇氏は押印を拒否し、印影のない基本契約書を2度、作成しなかったのである。

### 3 反論書の要旨

(1) 平成24年度の基本契約書は、「開示請求に係る行政文書を保有していないため。

(100万円を超えない契約であり、規則の第98条第1項第1号の規定により契約書の作成が省略することができるため、請求に係る契約書を作成していない。)」との開示しない理由で不開示になったが、平成23年度も100万円を超えない保険契約であり、省略できるのであるが存在し、審査請求人が開示請求していないにも関わらず、千葉県は独断で勝手に開示している。

千葉県は独断で勝手に基本契約書の開示する必要性を認めるほど、重大な意義ある基本契約書ならば、平成24年度も必ずその存在はある。

平成24年度基本契約書が存在しなければ、平成23年度も不存在である。

(2) 平成19年度から平成28年の現在まで、基本契約書を作成したのは平成23年度だけである。なぜ、平成23年度だけ基本契約書を作成したのかの理由を実施機関に釈明を求める。

(3) 基本契約書の存在意義の否定

事故時、保険金を給付する保険契約は、保険金を支払う〇〇〇〇株式会社とそれ

を受け取る千葉県との契約であり、一介の支店長個人と千葉県知事との個人基本契約書自体存在しない。

当該千葉支店長と千葉県知事が有印の個人契約書が存在する理由を千葉県に釈明を求める。

(4) 平成23年度保険の取扱店は千葉支店第一支社ではなく〇〇〇〇である。

千葉県が提出の平成23年度保険証券の記載において、保険の取扱代理店は〇〇〇〇である。

〇〇〇〇が、〇〇〇〇株式会社の保険契約を代行したのであって、〇〇〇〇千葉支店長が、本件保険基本契約をしたのではない。基本契約書はいかなる保険に関する契約書であるか釈明を求める。

(5) 平成23年度及び24年度の担当責任者の印影がない本件保険料領収証は虚偽領収証と証明は、本件基本契約書は偽造と証明する。

本件保険証券における記載において、平成23年度の本件保険契約は〇〇〇〇が代行し、保険料領収証を契約者に交付、平成24年度はI C社員が契約を代行し、保険料領収証の交付を証明し、千葉支店千葉第一支社が交付した本件保険料領収証の存在を否定している。

平成23年度において本件保険を契約し、本件領収証を交付したのは、〇〇〇〇であり、平成24年度はI C社員である。

したがって、千葉支店長の本件基本契約書は存在しない。

(6) 規則第96条と第116条の2

規則第96条第1項では、契約担当者は、契約をしようとするときは、契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、次の各号に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない旨規定し、同項第1号では、契約履行の場所、第5号では、危険負担及び第6号では、瑕疵担保責任と規定している。

平成23年度基本契約書には、契約履行の場所、危険負担及び瑕疵担保責任に関しての記載がない。

また、別添示談交渉要領、別記個人情報取扱特記事項は、通常の保険契約の約款等に記載のある危険負担や瑕疵担保責任の内容のものではない。

したがって、平成23年度基本契約書は真正な基本契約書ではないのであるが

存在する限りから、平成24年度基本契約書も存在しなければならない。

規則第116条の2では、契約担当者は、随意契約によろうとするときは、原則として2人以上の者から見積書を徴さなければならない旨規定している。

平成24年度の見積書は、2人以上の者から徴さなければならないのであるが、見積書は〇〇〇〇氏1人の提出であり、上記に違反し、随意契約とはいえないのであるから、平成24年度の基本契約書を作成していなければならない。

したがって、平成24年度の基本契約書の開示を求める。

#### 第4 実施機関の弁明要旨

##### 1 本件決定の理由について

契約書は原則作成するが、規則第98条第1項の規定により100万円を超えない契約は契約書の作成を省略することができるとされている。

平成24年度のボランティア活動保険は100万円を超えない保険契約であり、契約書を作成しておらず、保有していないため不開示としたものである。

##### 2 弁明の理由について

審査請求人は、「平成23年度も100万円を超えない保険契約であり、省略できるのであるが存在し、審査請求人が開示請求していないにも関わらず、千葉県は独断で勝手に開示している。千葉県は独断で勝手に基本契約書の開示する必要性を認めるほど、重大な意義ある基本契約書ならば、平成24年度も必ずその存在はある。」旨主張する。

しかしながら、平成24年度は規則第98条第1項の規定により契約書の作成を省略しており、再度、契約書を探索したが、その存在を確認することはできなかった。

よって、審査請求人の主張には理由がない。

#### 第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の弁明を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

##### 1 本件対象文書について

千葉県交通安全推進隊（以下「推進隊」という。）とは、千葉県交通安全条例（平成13年千葉県条例第53号）第9条第2項に規定される、地域に密着した日常

的な交通安全活動を行う、県に登録されたボランティア組織であり、推進隊員は、ボランティア活動保険に加入するが、当該保険料については、推進隊への支援として県が負担しているため、実施機関は、年度ごとに保険会社と保険契約を締結している。

本件請求は、平成24年度の推進隊ボランティア活動保険の基本契約書（以下「本件対象文書」という。）の開示を求めるものであり、実施機関は、本件対象文書は不保有であるとして不開示とする本件決定を行った。

そこで、実施機関の本件対象文書の保有の有無について、以下検討する。

## 2 本件対象文書の保有の有無について

実施機関は、本件対象文書の保有の有無について、平成24年度の推進隊ボランティア活動保険の契約（以下「本件契約」という。）は、100万円を超えない契約であり、規則第98条第1項第1号の規定により契約書の作成を省略したため、本件対象文書は存在しない旨主張する。

ところで、千葉県の財務に関して必要な事項は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の2の規定により、規則にてこれを定めている。

そして、規則第98条第1項第1号には、契約担当者は、指名競争入札に付した契約又は随意契約であって、100万円を超えない契約をするとき、契約書の作成を省略することができる旨規定している。

また、規則第63条第1項には、支出負担行為担当者は、支出負担行為をしようとするときは、支出負担行為支出伝票（以下「支出伝票」という。）によってしなければならない旨及び規則第65条第1項には、支出命令者は、支出命令をしようとするときは、支出伝票によってしなければならない旨規定している。

そうすると、千葉県が支出を行う際には、支出伝票が作成されることとなるが、当審査会が当該保険料を支払う際に作成された支出伝票及びその添付書類をそれぞれ見分したところ、以下の事実が認められた。

- (1) 本件契約が、〇〇〇〇株式会社との随意契約であること。
- (2) 本件契約の保険期間が、平成24年7月1日から平成25年7月1日であること。
- (3) 本件契約が、保険期間中に推進隊員の登録者に増員があった場合には、見積り時の1人当たりの単価をもって変更契約を締結するものであること。
- (4) 本件契約が、保険期間中に推進隊員の登録者に交代があった場合には、平成24年9月1日付けで交代する者を除き、見積り時の1人当たりの単価をもって変更

契約を締結するものであること。

- (5) 実施機関は、本件契約に基づき、平成24年6月29日付けで本件契約時に登録されていた推進隊員4,078名分の保険料：856,380円を支払い、その後当該保険の期間中に推進隊員の増員及び交代があり、上記(3)及び(4)のとおり契約を変更し、同年8月31日付け、9月28日付け、10月30日付け、12月27日付け、平成25年1月30日付け、同年2月27日付け及び3月29日付けで増員及び交代した推進隊員分の保険料：それぞれ、35,700円、1,050円、420円、420円、630円、210円、10,710円の支払いを行っていること。

以上のことから、本件契約は、100万円を超えない随意契約であると認められることから、規則第98条第1項第1号に該当し、また、いずれの支出伝票の説明欄にも、規則第98条第1項第1号により契約書省略との記載がされていることから、本件契約に関して、契約書の作成を省略したとする実施機関の説明に不自然・不合理な点は認められず、実施機関の説明は首肯できる。

したがって、実施機関は、本件契約において契約書の作成を省略したものと認められることから、実施機関が、本件対象文書は不存在であるとした本件決定は、妥当である。

### 3 審査請求人の主張について

審査請求人は、平成23年度の推進隊ボランティア活動保険の契約も100万円を超えない保険契約であり、契約書の作成を省略できるのにもかかわらず存在するのであるから、本件対象文書も存在する旨主張する。

そこで、実施機関に確認したところ、平成23年度の推進隊ボランティア活動保険の契約は、一般競争入札により契約の相手方を選定したものであるため、規則第98条第1項第1号には該当しないことから、契約書を作成したとのことであった。

なお、平成23年度の契約は、予定価格が100万円を超えていたので、随意契約の方法によることができなかつたことから(規則第115条)、一般競争入札を実施し、当該入札の結果、契約金額が100万円を下回ったものであり、平成24年度の契約については、推進隊員が減少していたことにより、予定価格が当初から100万円を超えない見込みであったことから、随意契約の方法により契約したものであるとのことであった。



この点、当審査会が平成23年度の保険料の支出の際の支出伝票を見分し確認したが、実施機関の上記説明に不自然・不合理な点は認められなかった。

したがって、平成23年度の推進隊ボランティア活動保険の契約は、平成24年度とは事案を異にするものであるから、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

また、審査請求人は、規則第116条の2では、随意契約によろうとするときは、原則として2人以上の者から見積書を徴さなければならない旨規定しているが、本件契約は、見積書を1人からしか徴しておらず、随意契約ではない旨主張する。

しかしながら、当審査会が当該支出伝票を見分したところ、実施機関は、本件契約に際して、〇〇〇〇株式会社を含めた2社から見積書を徴しており、審査請求人が主張するような事実は認められないことから、審査請求人の上記主張は、その前提を欠くものである。

その他、審査請求人は、種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

#### 4 結論

よって、実施機関の本件決定は、妥当である。

#### 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成28年10月12日	諮問書の受理
平成28年10月21日	実施機関の弁明書の写しの受理
平成28年12月 1日	審査請求人の反論書の写しの受理
平成30年 3月23日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第3部会

氏名	職業等	備考
泉 登茂子	公認会計士	
荘司 久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
横田 明美	千葉大学大学院社会科学研究院准教授	部会長職務代理者

(五十音順)